

温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について

平成 17 年 1 月 17 日 東京都自然環境保全審議会 答申

1 温泉の許可基準

温泉動力の装置の許可に係る審査基準（平成 10 年 7 月 1 日付東京都告示第 724 号）（以下「審査基準」という。）の指定地域において、温泉を掘削する場合は、地盤沈下の防止及び源泉間の相互影響への配慮の観点から、既存源泉と新規源泉の深度を比較して深い方の深度に対応した下記の制限距離以上を既存源泉からとること。

掘削深度	制限距離
500m を超える	1,000m
200m を超え 500m 以下	500m
200m 以下	200m

ただし、既存源泉がこれらの制限距離以内に存在する状況においても、既存源泉と新規源泉の揚湯量の合計が、審査基準に規定された量以下であることを確認できる書面を提出できる場合はこの限りでない。

2 個人利用に対する指導基準

（1）集合住宅での各戸給湯利用

源泉の一日あたりの揚湯量が、審査基準に規定された量を超えない範囲において、一世帯の一日あたりの揚湯量を 0.5 立方メートル以下とすること。

（2）戸建住宅での給湯利用

一日あたりの揚湯量を 10 立方メートル以下とし、浴槽容量及び利用実態に応じた適正な揚湯量とすること。

3 温泉に関する情報の収集及び適正管理の検討

（1）温泉を掘削しようとする者に対して、掘削地点の地質及び地下水に関する、更なる調査の実施と結果の報告を求める。

（2）報告を受けた資料を整理、解析し、温泉の適正管理に関する検討を継続して行うこと。

温泉動力の装置の許可に係る審査基準

平成10年 7月 1日 (東京都告示第 724号)
 最終改正 平成20年10月24日 (東京都告示第1339号)

地盤沈下防止の観点から、温泉法(昭和23年法律第125号)第11条第3項により準用する同法第4条第1項の規定に基づく動力装置の許可に係る審査基準を次のとおり定める。

指定地域		吐出口断面積	一日の揚湯量
1	墨田区 江東区 北区 荒川区 板橋区 足立区 葛飾区 江戸川区	6 平方センチメートル 以下	50 立方メートル 以下
2	東京都の区域のうち、1に掲げる区域、八王子市の一部(一般国道411号線との交点以北の都道檜原あきる野線、その交点から一般国道20号線との交点(八王子市高尾町)までの都道八王子あきる野線、その交点から都道八王子町田線との交点までの一般国道20号線及びその交点以南の都道八王子町田線以西の区域)、青梅市、あきる野市、西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町及び島しょ地区を除く区域	21 平方センチメートル 以下	150 立方メートル 以下

備考 揚湯の状況について、水量測定器及び水位計により確認できること。

温泉掘削・動力許可に関する井戸・湧水の取扱いについて

平成20年9月9日 東京都自然環境保全審議会温泉部会決定

東京都自然環境保全審議会において審査を行う際、申請のあった地点の周囲の状況についての情報として活用するための井戸・湧水の取扱いについて、次のとおり整理する。

1 基本的な考え方

井戸、湧水があることについては、直ちに温泉法で規定されている温泉掘削が公益を害するおそれがあると認めることはできず、許可基準には抵触しない。

井戸、湧水の存在については、審査の参考として資料に記載するものである。

申請者が、許可申請時に周辺状況として必要な井戸、湧水を自ら把握するよう指導しているが、行政としても、申請者の内容を確認する上で、関係機関に照会する。

2 井戸

(1) 配慮を要する井戸

- 申請地点の周囲1000m内にある水道事業体の水源井戸
- 申請地点の周囲1000m内にある水道の供給を受けていない地域(未給水地域)内の生活の用に供する井戸

(2) 井戸の把握方法

申請地点に水道を供給する水道事業体に対し、文書で照会し、回答を求める。

3 湧水

(1) 配慮を要する湧水

- 申請地点の周囲1000m内にある地域の環境の保全のため重要な役割をもつ湧水として、区市町村が地域指定又は判断している湧水

(2) 湧水の把握方法

配慮を要する湧水の有無について、区市町村に対し文書で照会し、回答を求める。

4 配慮を要する井戸、湧水への対応

(1) 温泉部会

申請された温泉掘削・動力許可が、配慮を要する井戸、湧水に対し影響を及ぼすおそれがあるか検討する。

(2) 申請者への指導

温泉部会の検討結果を踏まえ、申請者に対して、配慮を要する井戸、湧水の管理者等と温泉掘削・動力設置の情報及び井戸、湧水に対する影響の把握について話し合うよう指導し、その結果について報告を求める。